

## **研究代表者以外が出張者である場合の旅費の減額調整について**

予算不足を理由とする旅費の減額調整について、研究代表者以外（特に立場的に教員より弱いと思われる学生等）が出張者である場合は原則行わないようご注意ください。

### **【理由】**

本学旅費規定は国家公務員旅費法の解釈に準拠しております。旅費法では旅行命令発令の要件として予算上旅費の支出が可能である場合と定めておりますことから（国家公務員の旅費に関する法律 第四条2項）、単に予算が不足するという理由だけで旅費の減額を行うことは原則できないこととなっております。本学では、研究代表者等が出張者であれば不利益を被るのが自身となること等の理由から許容しております。